



少しずつ日暮れの時間が早くなり、秋の気配を感じます。今月号も最新トピックスをお届けします。

国内動向▶▶▶▶▶

① 「PFOS、PFOAに関するQ&A集」を公開（環境省）

環境省が2023年7月時点の「PFOS、PFOAに関するQ&A集」を公開した。本Q&A集は、ペル/ポリフルオロアルキル化合物（PFAS）のうち特に関心が高いペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロオクタノ酸（PFOA）について、住民の不安に寄り添い透明性を確保しながら適切な情報発信を行っていく必要があるとして、現時点の科学的知見等に基づき、環境省が設置した「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」の監修の下で作成されたものである。また、同会議で検討された「PFASに関する今後の対応の方向性」や参考資料も公開された。

[もっと詳しく☞](#) [環境省（PFASに対する総合戦略検討専門家会議）](#)

② PFHxSとその塩の化審法に基づく追加措置の答申を公表（環境省）

8月7日、ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩について、第一種特定化学物質の指定、輸入規制措置等を講じることが適当であるとする「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第一次答申）」及び「同（第二次答申）」が中央環境審議会から公表された。PFHxSとその塩の第一種特定化学物質への指定及び追加措置は令和6年春以降施行予定とされている。

[もっと詳しく☞](#) [環境省（中央環境審議会「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置について（第一次答申）」及び「同（第二次答申）」について）](#)

③ GHS対応モデルラベル・モデルSDSの情報を更新（厚生労働省）

8月16日、厚生労働省「職場のあんぜんサイト」のGHS対応モデルラベル・モデルSDS情報について、新たに146物質の情報が追加・更新された。

[もっと詳しく☞](#) [職場のあんぜんサイト（GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報）](#)

海外動向▶▶▶▶▶

① 育児用品中のCMR物質の存在評価に関する調査報告書案を公表（欧州化学品庁（ECHA））

8月23日、ECHAは、育児用品中の発がん性、変異原性又は生殖毒性（CMR）物質の存在評価に関する調査報告書案を公表し、9月29日までの意見募集を開始した。報告書案には、CLP規則における調和分類及び表示（CLH）でCMR区分1A又は1Bの物質について、育児用品における均質材料中の濃度閾値を10 mg/kgとする提案等が含まれている。

[もっと詳しく☞](#) [ECHA（Current calls for comments and evidence）](#)

② ジイソシアネートの制限移行期間が終了（EU）

REACH規則で制限物質に指定されているジイソシアネートの販売及び使用に対する移行期間が8月24日に終了した。以降は、本物質そのものや本物質を0.1重量%以上含有する混合物等について、安全な使用に関するトレーニングを修了し業務で使用する者のみが取り扱いを許可される。ジイソシアネートはCLHにおいて呼吸器感作性及び皮膚感作性がいずれも区分1に分類されており、職業性喘息の原因物質として知られている。

[もっと詳しく☞](#) [EUR-Lex（Commission Regulation（EU）2020/1149 of 3 August 2020）](#)

③ 国家PFAS試験戦略に基づき試験命令を発行（米国環境保護庁（EPA））

8月15日、米国EPAは、PFASの健康影響や有害性に関するデータギャップを埋めるために策定された国家PFAS試験戦略に基づき、2,3,3,3-tetrafluoro-2-(heptafluoropropoxy)propanoyl fluoride（HFPO-DAF）の試験命令を発行した。これは6:2 fluorotelomer sulfonamide betaine（6:2FTSB）、trifluoro(trifluoromethyl) oxirane（HFPO）に続く3件目の試験命令となる。

[もっと詳しく☞](#) [米国EPA（EPA Issues Next Test Order Under National Testing Strategy for PFAS Used in Chemical Manufacturing）](#)

特集：EU CLP 規則の最新動向

～ラベル表示要件及び混合物の扱いについて～

本号では、EUのCLP規則を修正する欧州委員会委任規則 ((EU) 2023/707) で新たに追加された危険有害性クラス(2025年5月1日から順次施行)に関するラベル表示要件及び混合物の扱いについて紹介します。

ラベル表示要件

新たに追加された危険有害性クラスに関するラベル表示要件を下表に示します。ラベル表示の要素として、下表に示す危険有害性情報コード (EUH) 及び注意喚起語に加え、クラスごとに予防 (Prevention)、応急措置 (Response)、保管 (Storage) 及び廃棄 (Disposal) に関する注意書き (Pコード) が設定されています。絵表示 (Symbol/Pictogram) はいずれも設定されていません。

混合物の扱い

混合物を構成する成分のうち少なくとも 1 つの成分がいずれかの危険有害性クラスに分類され、かつ下表に示す濃度限界値以上含まれる場合、その混合物は含有成分と同じ危険有害性クラスに分類されます。

表 新たに追加された危険有害性クラスに関するラベル表示要件並びに混合物における濃度限界値

危険有害性クラス	カテゴリーコード	危険有害性情報コード	注意喚起語	混合物における濃度限界値	
ヒトの健康に対する内分泌かく乱作用	既知又は推定される (known or presumed)	ED HH 1	EUH380	Danger	0.1 重量%以上
	疑いあり (suspected)	ED HH 2	EUH381	Warning	1 重量%以上*
環境に対する内分泌かく乱作用	既知又は推定される (known or presumed)	ED ENV 1	EUH430	Danger	0.1 重量%以上
	疑いあり (suspected)	ED ENV 2	EUH431	Warning	1 重量%以上*
難分解性、生体蓄積性、毒性	PBT	EUH440	Danger	0.1 重量%以上	
極めて高い難分解性及び生体蓄積性	vPvB	EUH441	Danger	0.1 重量%以上	
難分解性、移動性、毒性	PMT	EUH450	Danger	0.1 重量%以上	
極めて高い移動性及び生体蓄積性	vPvM	EUH451	Danger	0.1 重量%以上	

* ヒトの健康又は環境に対する内分泌かく乱作用の疑いあり (カテゴリー2: ED HH 2 又は ED ENV 2) に分類される成分を含む混合物について、その成分の含有濃度が 1 重量%未満であっても 0.1 重量%以上含まれる場合、必要に応じて、混合物の SDS を入手可能にすべきとされています。

**CERI は最新の CLP 規則に対応した EU 向け SDS、ラベルの見直し・更新をお手伝いします。
お気軽にお問い合わせください。**

お知らせ

○セミナー「欧米を中心に規制強化の動きが急速に進む

日米欧「PFAS(有機フッ素化合物) 規制」の見通しと産業界に与えるインパクト」

9月6日(水)に東京で開催されるJPI(株)日本計画研究所主催のセミナーにおいて、本機構の福島職員が講師を務めます。詳細は[こちら](#)をご確認ください。

ご質問等ございましたら、以下の連絡先までお気軽にお問い合わせください。



一般財団法人 化学物質評価研究機構

Chemicals Evaluation and Research Institute, Japan

安全性評価技術研究所 評価事業部

〒112-0004 東京都文京区後楽 1-4-25 日教販ビル 7F

Tel: 03-5804-6136 (担当: 茅島、田辺)

URL: <https://www.cerij.or.jp> E-mail: cac-reach@ceri.jp